

コミュニティセンター助成事業の概要

【町内会館の新築等】



※申請を検討されている団体の代表者は、必ず事前に

地域コミュニティ支援課までお問合せください。【電話 046-822-9510】

1 制度の概要

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収入を原資として実施する社会貢献広報事業で、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

2 対象団体

認可地縁団体（法人化している町内会・自治会）

※認可地縁団体名義での、建物の保存登記が必要です。

3 助成金額

対象となる事業費の5分の3以内で10万円単位、限度額2,000万円。

※土地の取得・造成、既存施設の購入・解体処理、外構工事経費等は対象外です。

4 申請条件

以下の項目にすべてあてはまる団体で、申請を検討されている団体の代表者は、**必ず事前に地域コミュニティ支援課までお問合せください。**

【おもに以下の項目を確認させていただきます】

- ☐ 認可地縁団体（法人化している町内会・自治会）である。
- ☐ 団体において会員への説明を十分にされたうえで、申請時点までに総会において総意が得られている。
（申請時点での「総会資料」「議事録」等の提出が必要です。）
- ☐ 令和7年4月以降に事業を実施し、令和8年1月末までの事業完了が確実である。
- ☐ 土地や財源（事業費総額分の費用）の確保等において懸念がない。
（申請時点での「財源の根拠資料」「資金計画」等の提出が必要です。）
- ☐ 使用する土地について、抵当権等の付着や相続手続き未済のおそれがない。
（申請時点での「土地登記簿謄本」「公図」の提出が必要です。）
※土地の所有者が別である場合、当該土地の所有者全員からの承諾が得られている。
- ☐ 実績報告時に建物についても、抵当権等の付着のおそれがない。
※金融機関から資金を借り入れることは可能であるが、その担保として建物に抵当権等を設定した場合には助成を受けることができないので留意することが必要である。
※建物と土地の登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着していない。
- ☐ 建物工事に関する「図面（平面図・立面図等）」「見積書」等資料の提出が必要です。
- ☐ 建物入口プレートや、備品に宝くじの広報表示が必要になる旨、承知している。
- ☐ 自治総合センターにおいて不採択となった場合でも、横須賀市の「町内会館建設費等補助金（対象事業費の10分の5以内、補助限度額1,000万円）」の補助となる可能性があり、そのことについて、団体内で総意が得られている。

5 申請期限・申請方法

(1) 申請期限 **令和6年9月19日（木） 16時00分【持参にて必着】**

(2) 申請方法 まず地域コミュニティ支援課までお問合せください。

詳細をご案内します。【☎046-822-9510（平日9時00分～16時00分）】

6 その他

- (1) 当該事業については、神奈川県で3団体のみの採択となっており、申請書類について、自治総合センターでの厳しい審査が行われることから、申請した事業が採択されとは限りませんので、予めご承知おきください。
- (2) 一般コミュニティ助成事業（備品の整備）と併用しての申請はできません。